

むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金

よくある質問（Q & A）

Q 1. アパートへの設置については、補助対象になりますか？

A 1. アパートは営業用不動産であるため、補助の対象外です。

Q 2. 太陽光発電システムの設置後に交付申請はできますか？

A 2. 設置後の交付申請は認められません。設置工事に着手する前に申請してください。

Q 3. 交付申請後、補助金の交付決定を受ける前に工事を着手しても問題ありませんか？

A 3. 設置工事は、補助金の交付決定通知後に着手してください。補助金の交付決定を受ける前に工事に着手すると、交付を受けられませんので、ご注意ください。

Q 4. 申請書には、どのような書類を添付する必要がありますか？

A 4. ①市税納付状況調査に関する同意書、②設置工事契約関係資料、③システム設置場所を示す位置図、④交付申請前に設置されていないことが確認できる写真を添付してください。

Q 5. 実績報告書はいつまでに提出しなければいけませんか？

A 5. 完了日（電力会社と太陽光発電の電力需給の開始日）から起算して1か月を経過する日または3月31日のいずれか早い日までに提出してください。期間内の提出がなされない場合は、交付取消になりますので、ご注意ください。

Q 6. この支援事業は今年度限りですか？

A 6. 次年度以降の事業実施については、未定です。

Q 7. 風力、小水力、太陽熱、ペレットストーブなどの設置に係る補助はありますか？

A 7. 住宅用の風力や小水力発電は設備投資額に対する発電量が少なく、太陽熱やペレットストーブは太陽光発電と比較して安価であることから、現在は補助対象としておりません。